

防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のある方に関する検討会報告書（概要）

1. 検討の背景

- ◆ 防災行政無線は、災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割。
- ◆ 特に、高齢者等防災情報が届きにくい方々によりきめ細かく行き渡らせるためには、住居内の戸別受信機が有効と考えられることから、その普及促進を図ることが重要。
- ◆ 検討会においては、戸別受信機の量産化・低廉化を図るために、機能を厳選した戸別受信機の標準的なモデル等を策定。
- ◆ また、災害発生時には市町村職員が複数の情報伝達手段（防災行政無線や緊急速報メール等）に入力しなければならない状況となっているが、この作業負担を軽減するため、一回の入力で一斉送信できる仕組みの導入が必要。

2. 戸別受信機の整備状況・今後の整備の必要性

- ◆ 防災行政無線を整備している1,459の市町村（全市町村1,741団体の83.8%）のうち、全戸配備が538団体（36.9%）、一部配備が708団体（48.5%）。（H29.3月消防庁調査）
- ◆ 今後戸別受信機の整備がより強く求められる世帯等は、以下のとおり。
 - ①平成26年広島市土砂災害、平成27年常総市水害、平成28年糸魚川市大規模火災等の近年の災害を踏まえ、土砂災害警戒区域や洪水災害のおそれのある地域、住宅密集地域内の各世帯
 - ②高齢者等防災情報が届きにくい方々がいる世帯
 - ③保育園・幼稚園・こども園、社会福祉施設や不特定多数の方々が利用するマーケット、遊技場等の商業施設

3. 機能を厳選した戸別受信機の標準的なモデル

- ◆ 各種機能を備えた戸別受信機を利用したい場合には既存製品の活用が可能であることに留意しつつ、市町村のニーズ調査の結果や検討会における審議等を踏まえ、標準的なモデルに備えるべき機能を厳選。
- ◆ 標準的なモデルの機能の一覧は表（次頁）のとおり。

防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会報告書（概要）

実装する機能	内 容
音声受信	操作卓からの音声放送の受信
緊急一括呼出	緊急時に音量を自動で最大に調整
選択呼出	一括呼出、グループ呼出、戸別呼出
録音再生	放送の録音再生が可能
停電時対応	商用電源から内蔵乾電池へ自動切替
乾電池動作時間	24時間以上（例：放送5分/待ち受け55分の条件）
外部アンテナ接続	外付けのアンテナが接続可能
サイレン・ミュージック	サイレン音・ミュージック音の受信

※ 「外部スピーカー接続」、「外部機器接続」、「乾電池種類（単一、単二、単三電池が使用可能）」：実装せず

※ 「録音再生」：1件5分程度

4. 標準的な戸別受信機の仕様書（例）の作成

- ◆ 市町村の事務負担を軽減し、導入検討の手引きとなるよう仕様書（例）を作成。

5. 防災行政無線を含む複数の情報伝達手段が連動する環境整備に向けた調査結果

- ◆ 防災行政無線操作卓から、防災行政無線、緊急速報メール、ケーブルテレビ等の複数の情報伝達手段に一齐送信することは可能。
- ◆ 先進事例等の実態調査や試行的な導入・検証を行い、ガイドラインを整備するなど、引き続き検討を深める必要。

6. 今後の取組

- ◆ 関係事業者において標準的なモデルの戸別受信機の量産化・低廉化に向けた開発等を進めることが期待される一方で、国においても、導入に向けた検討が円滑に進むよう周知や助言等を行っていくことが必要。

防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会報告書（概要）

7. 検討会の開催日と主な議題

- ◆ 第1回検討会（平成29年8月8日）
戸別受信機の標準的なモデル案、実態調査案等の審議
- ◆ 第2回検討会（平成29年12月6日）
標準的なモデルの戸別受信機の仕様書（例）案等の審議
- ◆ 第3回検討会（平成30年2月22日）
報告書案の審議

8. 検討会委員（敬称略、主査と副主査を除き50音順）

<◎：主査、○：副主査>

◎ 中村 功	東洋大学	静間 徳敏	リズム時計工業株式会社
○ 高田 潤一	東京工業大学	菅原 崇永	宮城県仙台市
東 智裕	芝浦電子工業株式会社	高橋 克巳	モトローラ・ソリューションズ株式会社
市村 克典	東京都江東区	永山 伸一郎	東芝インフラシステムズ株式会社
井上 英幸	一般社団法人九州テレコム 振興センター	成澤 昭彦	パナソニックシステムソリューションズジャパン 株式会社
臼井 洋介	株式会社富士通ゼネラル	西原 健一	株式会社日立国際電気
小野田 耕久	日本無線株式会社	松元 誠	沖電気工業株式会社
桐本 光徳	アルインコ株式会社	三市 高志	西菱電機株式会社
後藤 武志	長野県飯田市	宮田 索	兵庫県豊岡市
櫻井 稔	アイコム株式会社	山之口 弘樹	株式会社エリアートク
椎木 裕文	日本電気株式会社	渡川 洋人	株式会社 J V C ケンウッド

【参考】戸別受信機の普及促進に向けた財政支援措置

- 防災行政無線の戸別受信機の配備に要する経費については、平成32年度まで特別交付税措置を延長。
- また、戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置の配備に要する経費についても、平成30年度から新たに特別交付税措置。
- なお、防災行政無線の親局等と戸別受信機を一体で整備する場合には、引き続き緊急防災・減災事業債の対象。

整備するもの	該当する地方財政措置	
	親局等と戸別受信機を 一体で整備する場合	戸別受信機等を 単独で整備する場合
市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機	緊急防災・減災事業債 【継続】 （1参照）	特別交付税措置 【継続】 （2参照）
戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置（以下のものが該当） ・ FM放送の自動起動ラジオ ・ MCA陸上移動通信システムの屋内受信機 ・ 市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機 ・ 280MHz帯電気通信業務用ページャーの屋内受信機 ・ V-Lowマルチメディア放送の屋内受信機	緊急防災・減災事業債 【継続】 （1参照）	特別交付税措置 【新規】 （2参照）

1 緊急防災・減災事業債

- ・ 地方債の充当率：100%
- ・ 交付税措置：元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・ 事業年度：平成29年度から平成32年度

2 特別交付税措置

- ・ 措置率：70%
- ・ ただし、無償貸与する戸別受信機の整備に限る（無償譲渡（無償での配布）は対象外）。